

指宿広域市町村圏組合会計年度任用職員の給与、旅費及び費用弁償に  
関する条例

(令和元年指宿広域市町村圏組合条例第2号)

(趣旨)

第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第203条の2第5項及び第204条第3項並びに地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）第24条第5項の規定に基づき、法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員（以下「会計年度任用職員」という。）の給与、旅費及び費用弁償について定めるものとする。

(準用規定)

第2条 会計年度任用職員の給与、旅費及び費用弁償については、指宿市会計年度任用職員の給与、旅費及び費用弁償に関する条例（令和元年指宿市条例第23号）を準用する。

(読替規定)

第3条 前条の規定に基づき、指宿市会計年度任用職員の給与、旅費及び費用弁償に関する条例を準用する場合においては、同条例中「市長」とあるのは「管理者」と、「指宿市職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成18年指宿市条例第34号。以下「職員勤務時間条例」という。）第21条」とあるのは「指宿広域市町村圏組合職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成18年指宿広域市町村圏組合条例第1号。以下「職員勤務時間条例」という。）第20条」と、「指宿市職員の給与に関する条例（平成18年指宿市条例第46号。以下「給与条例」という。）」とあるのは「指宿広域市町村圏組合職員の給与に関する条例（昭和47年指宿広域市町村圏組合条例第1号）第3条の規定により準用する指宿市職員の給与に関する条例（平成18年指宿市条例第46号。以下「給与条例」という。）」と読み替えるものとする。

附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。